

国立民族学博物館の研究教育職員の任期に関する規則

平成16年4月1日

規則第 25 号

(趣旨)

第1条 大学共同利用機関法人人間文化研究機構の研究教育職員の任期に関する規程（以下「任期規程」という。）に基づき、国立民族学博物館（以下「本館」という。）における研究教育職員の任期に関する規則を定めるものとする。

(任期を定める教員の研究組織等)

第2条 任期規程第2条から第5条までの規定により、任期を定めて任用する研究教育職員の研究組織、職及び任期に関する事項は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、2以上の期間（機構における有期雇用職員としての契約期間であり、かつ、平成25年4月1日以降に開始される雇用契約に限る。）がある場合は、任期規程第4条第2項及び同条第3項の規定に基づき、個々に定めるものとする。

(任期と定年の関係)

第3条 任期中に、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員退職規程（以下「職員退職規程」という。）第4条に定める定年となる研究教育職員については、この規則の定めにかかわらず、職員退職規程に定める定年を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日に在職する国立民族学博物館の教員の任期に関する規則（平成11年10月15日制定）により任期を定められている研究教育職員に、本規則を適用する場合の任期の取扱いは、本規則第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成10年3月1日に助手に採用され、施行日の前日から引き続き助手として在職する者の任期の取扱いは、この限りでない。

附 則

この規則は、平成18年1月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の本規則（以下「旧規則」という。）により、任期を付されて任用されている研究教育職員のうち、この規則の施行日以降も引き続き任期を付されて在職す

る研究教育職員の再任に関する事項については、旧規則を適用する。

3 この規則の施行前に旧規則により既に選考を終了した者については、旧規則を適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月10日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に任期を定めて雇用する者から適用する。

2 この改正施行の際、現に先端人類科学研究部グローバル現象研究部門において改正前の国立民族学博物館の研究教育職員の任期に関する規則（以下「改正前の規則」という。）に基づき任期を定めて雇用されている者については、引き続き任期を付すものとし、その任期は改正前の規則に基づく任期の残任期間とする。

3 この改正施行の際、現に助教として改正前の規則に基づき任期を定めて雇用されている者の任期は、別表に規定する任期から改正前の規則により任期を付して在職した期間を控除した期間とする。

附 則

1 この規則は、平成29年12月1日から施行する。

2 この改正施行の際、現に助教として改正前の規則に基づき任期を定めて雇用されている者の任期は、別表に規定する任期から改正前の規則により任期を付して在職した期間を控除した期間とする。

別表 任期を定める教員の研究組織等

大学の教員等の任期に関する法律第4条第1項第2号関係

研究組織	職	任 期
人類基礎理論研究部	助教	5 年
超域フィールド科学研究部		
人類文明誌研究部		
グローバル現象研究部		
学術資源研究開発センター		